

「太陽光発電及び蓄電池システム共同購入事業」支援事業者募集要領

令和3年1月 北海道環境生活部

1. 事業目的

北海道（以下「道」という。）では、「北海道地球温暖化対策推進計画」に基づき、気候変動問題の解決に向け、再生可能エネルギーの普及拡大や省エネルギーの推進をはじめ、様々な取組みを展開しています。

また、道は令和2年3月に「2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ」を表明しており、この目標の達成を図るためには、道民が使用するエネルギーのうち、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーの割合を、飛躍的に高めていくことが不可欠となります。

「太陽光発電及び蓄電池システム共同購入事業」（以下「本事業」という。）は、道民に対し、太陽光発電システム等の購入希望者を募り、スケールメリットを活かした価格低減を促し、太陽光発電システム等の設置を後押しすることで、再生可能エネルギーの普及拡大を図ることを目的としています。

本要領は、道と共同で本事業を実施する事業者（以下「支援事業者」という。）の募集及び選定に関して必要な事項を定めるものです。

2. 募集概要

（1）募集する支援事業者の役割

本事業における支援事業者は、道と本事業に関する協定書を締結した上で、広告宣伝により太陽光発電及び蓄電池システムの購入希望者を募るとともに、工事施工事業者（以下「施工事業者」という。）の選定や入札を行い、購入希望者と施工事業者のマッチングを実施します。

（2）協定期間

協定の有効期間は、協定締結日から令和4年3月31日までとします。ただし、本事業の実績等を勘案し、期間満了の1箇月前までに道又は支援事業者のいずれからも書面による協定終了の申出がないときは、同協定と同一条件で1年間継続することとし、以後も同様とします。

（3）事業内容

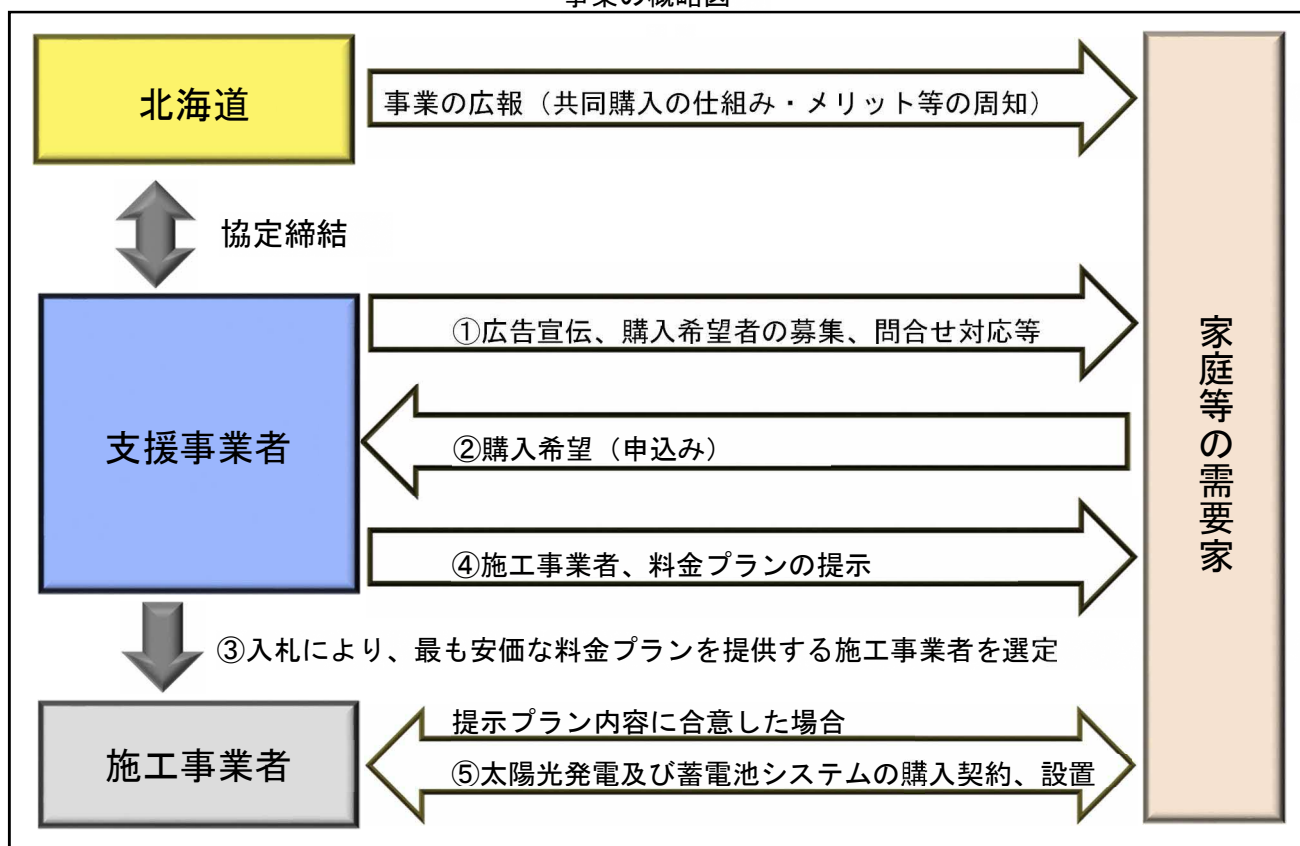
別添「太陽光発電及び蓄電池システム共同購入事業」業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとします。

（4）事業の流れ

事業は、次の①～⑤の順で実施します（概略図参照）。

- ① 支援事業者は、広告宣伝を行うことで購入希望者を募集します。
- ② 支援事業者は、購入希望者数等を集約し、道と協議のもと設定した参加要件を満たした施工事業者に情報提供を行います。
- ③ 支援事業者は、道と協議のもと設定した参加要件を満たした施工事業者に対し、太陽光発電及び蓄電池システムの設置費用に関して入札を実施することで、最も安価な料金プランを提示した事業者を施工事業者として選定します。
- ④ 支援事業者は施工事業者が決定した後、購入希望者に対し、施工事業者及び施工事業者が提示した料金プランを示し、購入意思の確認を行います。
- ⑤ 購入意思を示した購入希望者と施工事業者間で直接契約を結び、設置を行います。

事業の概略図



(5) 事業の実施地域

道内を対象としますが、実施地域については事業の実現可能性等を考慮し、道と支援事業者での協議の上、決定します。

(6) 事業の経費

本事業に要する経費は、支援事業者が負担することとし、道は負担しないものとします。また、支援事業者は、購入希望者から直接、金銭の受領を行えないものとし、施工事業者からの手数料等の金銭の受領については、工事の完了まで受領することはできないものとします。

(7) 募集スケジュール

応募書類の受付期間	令和3年1月25日（月）～2月10日（水）
支援事業者の審査及び決定	令和3年2月中旬
協定の締結	令和3年2月下旬

3. 応募資格

本事業への応募者は、次に掲げる要件を全て満たす事業者又は複数の事業者で構成される共同事業体とします。

なお、共同事業体で応募される場合は、全ての構成員が次の応募要件を全て満たすものとし、単独での応募又は他の共同事業体の構成員として応募することはできません。

(1) 応募要件

ア 本事業と同等^{*1}又は類似^{*2}の事業実績等^{*3}があること。

- ※¹ 同等とは、太陽光発電及び蓄電池システムの販売促進を目的とし、購入希望者のグループを作り、最適な条件提示ができるように入札を行い、落札した施工事業者と購入希望者の契約を仲介する一連の事業をいう。
 - ※² 類似とは、販売対象が太陽光発電及び蓄電池システム以外の事業をいう。
 - ※³ 事業実績等については、事業期間中のものも可能とする。
- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立をした者にあつては、更生計画の認可がなされていない者又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立をした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
 - ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者でないこと。
 - エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - オ 暴力団関係事業者等でないこと。
 - カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - 道税（個人道民税及び地方消費税を除く、以下同じ）
 - 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く）
 - 消費税及び地方消費税
 - キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く）。
 - 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

4. 応募手続

(1) 応募書類

本事業への応募者は、次の書類のうちアからエまでの書類について、A4判のファイルに綴じたうえで、正本1部（両面印刷）、副本5部（両面印刷）及び電子媒体1部（正本に添付）を道に提出してください。また、添付書類として、次のオからケまでの書類を各1部提出してください。ただし、オ及びキは、法人に限ります。

なお、共同事業体で応募する場合は、ア～ケまでの書類に全ての構成事業者の情報を記載し提出ください。

- ア 参加表明書（様式1）
- イ 会社概要報告書（A4用紙、様式は自由）
 - … 会社名、所在地、設立年月日、資本金、従業員数、組織図、特記事項等
- ウ 事業実績報告書（A4用紙、様式は自由）
 - 本事業と同等又は類似の事業実績等を記入してください。
 - … 事業名、事業者名、履行期間、事業概要、特記事項等
- エ 企画提案書（A4用紙に8枚以内、様式は自由、図や写真等の挿入可）
 - 5企画提案書の作成に挙げる項目について、本事業の提案内容を具体的に記載してください。
- オ 登記簿謄本（原本 ※発行後3箇月以内のもの）
- カ 納税証明書（原本 ※発行後3箇月以内のもの）
- キ 定款又はこれに類する規約（写し）
- ク 過去3事業年度の損益計算書及び貸借対照表（写し）、必要に応じて経営及び財務状況の健全性が確認できる補足説明書（任意様式）

ケ 本事業と同等又は類似の事業実績が確認できる契約書又は協定書及び仕様書（写し）

（２）受付期間

令和３年１月２５日（月）から２月１０日（水）まで

（３）提出方法

応募書類は、提出場所への持参又は郵送により提出してください。いずれの場合でも上記受付期間内の必着とします。

（４）提出場所

〒060-8588 北海道札幌市中央区北３条西６丁目
北海道環境生活部環境局気候変動対策課「共同購入事業」担当
電話：011-204-5189 メール：kansei.kikou@pref.hokkaido.lg.jp

（５）応募書類の無効

次に掲げる内容に該当するときは、その者が提出した応募書類を無効とし、選定の対象外とします。

- ア 「３．応募資格」に掲げる資格のない者が応募書類を提出した場合。
- イ 応募書類に虚偽の内容が記載されていた場合。

（６）その他

- ア 提出された応募書類は理由の如何を問わず、返却しないものとします。
- イ 応募書類提出後の差し替え及び再提出は認めないものとします。

５．企画提案書の作成

本事業への応募者は、次に掲げる記載項目について、仕様書及び「８．審査基準」を参考に企画提案書を作成してください。

なお、仕様書に記載されている内容は最低限実施するものであり、企画提案書には、仕様書の内容に加えて、提案事項等に関して可能な限り具体的に記載してください。

（１）記載項目

- ア 事業実施体制
- イ 事業スケジュール
- ウ 広告宣伝、購入希望者の募集
- エ ホームページの構築及び運用
- オ 施工事業者の選定
- カ 問合せ対応
- キ 太陽光発電及び蓄電池システムの施工検査
- ク リスク管理

６．質問の受付

本事業に係る応募に関する質問は、次のとおり電子メールにて提出してください。

（１）受付期間

令和３年１月２５日（月）から２月３日（水）まで

(2) 提出方法

件名は、「太陽光発電及び蓄電池システム共同購入事業質疑（会社名記載）」とし、質問内容は、添付ファイル（A4用紙、様式は自由）により送信してください。

また、電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします（土曜日、日曜日、祝日を除く。午前10時から午後5時まで）。

(3) 提出場所

北海道環境生活部環境局気候変動対策課「共同購入事業」担当

電話：011-204-5189 メール：kansei.kikou@pref.hokkaido.lg.jp

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和3年2月5日（金）までに道の公式HPの該当ページに掲示し、個別の回答は行いません。

北海道「太陽光発電及び蓄電池システム共同購入事業」HP

URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/kyodokonyu.htm>

7. 選定方法

(1) 選定委員会の設置

本事業を実施する支援事業者を選定するため、太陽光発電及び蓄電池システム共同購入事業に係る支援事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置します。

なお、選定委員会は非公開とします。

(2) 選定期間

令和3年2月12日（金）から2月19日（金）のうち、いずれかの日

(3) 選定手続

選定委員会は「8. 審査基準」に基づき、提出された応募書類等の内容について審査及び評価を行い、評価点数が一定点数（平均60点）以上、かつ最も高い事業者を、支援事業者として決定します。

なお、必要に応じて、応募書類等の内容についてヒアリングを実施します。その場合、開催時間及び開催場所等の詳細は、別途通知します。

(4) 選定結果の通知

選定結果は、書面をもって通知します。また、応募書類等を提出した事業者数及び決定した支援事業者を該当ページで公表します。

8. 審査基準

審査項目		審査内容	配点
(1) 事業主体	事業実績	本事業又は類似事業の実績はあるか。	20
(2) 事業計画	実施体制	本事業を効率的かつ有効に実施できる体制がとられているか。 (統括責任者、コールセンター業務責任者、施工検査業務責任者等)	10
	事業スケジュール	仕様書の事業スケジュールに合致しているか。また、本事業の実施期間を通じて、実効性のある現実的な内容であるか。	10
(3) 企画提案	広告宣伝、購入希望者の募集	購入希望者の属性を捉え、効果的、効率的な手法がとられているか。また、申込みを促す魅力的な内容であるか。	10
	ホームページの構築及び運用	購入希望者にとって分かりやすく、利用しやすい Web サイトであるか。また、運用においてメンテナンス体制、セキュリティ対策がとられているか。	10
	施工事業者の選定	施工事業者の財務状況、履行能力等を考慮して、太陽光発電及び蓄電池システムを安全かつ確実に設置できる選定方法がとられているか。	10
	問合せ対応	専門的な知見から業務マニュアル等を作成し、問合せ、苦情に対応できる体制及び運用方法がとられているか。	10
	太陽光発電及び蓄電池システムの施工検査	太陽光発電及び蓄電池システムを安全かつ確実に設置するために、専門的な知見を有する者による検査体制がとられているか。	10
(4) その他	リスク管理	事業実施に伴い想定されるリスクについて、未然防止及び発生時の対処を図る体制がとられているか。	10
合計			100

9. その他

- (1) 全ての応募書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とします。
- (2) 応募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。